

令和元年度 2 月 第 11 回定例役員会議事録

(令和 2 年 2 月 9 日 於：青木平区民館)

出席者（役員会）：区長、副区長、第 1 町内会長、第 2 町内会長、理事、各班長（欠：理事 1 名）

◆ 報告事項について

区長より区外および区内の活動について以下の報告がありました。

1. 第 3 回『蔵巡りウォーキング』について

開催日：2 月 2 日（日） 9 時 00 分～10 時 00 分 牧野酒造まで 参加者は 20 名でした。

2. 区長参加の班会議開催状況について

青木平区の 1・2 町内の区長参加の班会議の開催状況は以下の表の通りです。

町一班	会員数	班会予定日	町一班	会員数	班会予定日
1-1 班	23	1 月 18 日(土)午前 10 時～	2-1 班	25	2 月 29 日 (土) 19 時～
1-2 班	24	12 月 22 日 (日)	2-2 班	30	11 月 9 日 (土)
1-3 班	28	12 月 1 日 (日)	2-3 班	24	2 月 22 日 (土) 19 時～
1-4 班	23	11 月 30 日 (土)	2-4 班	24	2 月 16 日 (日) 13 時～
1-5 班	27	1 月 26 日 (日) 19 時	2-5 班	27	11 月 17 日 (日)

会員の参加率は概ね 60~70%

3. その他

富士宮市青少年指導委員の推薦について

任 期：2 年 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2-4 班 國分 亮一さんを青少年指導委員に推薦し、推薦書を富士宮市に提出しました。

◆ 役員会

1. 『青木平区運営細則 第 3 条（功労者表彰）』改定について

区長より『青木平区運営細則（功労者表彰）第 3 条』の改訂について提案がありました。過去に、自治会として何人かの方に感謝状と記念品を授与した経緯があります。今後の事も考え、『功労者表彰』の対象基準を明確にしたいとの理由説明があり、審議の結果、（細則の変更）第 8 条の規定に則り、役員会構成委員の 4 分 3 名以上の同意をもって承認されました。

改定された『青木平区運営細則』は改訂 6 版とし、令和 2 年（2020 年）2 月 10 日施行と致します。

（改定に至る主たる理由）

青木平区の自治会活動に長年に渡り尽力された方の功績を具体的な基準をもって賞することで、客観的な判断とともに、公平性を保つことを目的と致します。

* 青木平区運営細則（功労者表彰）第 3 条 抜粋

（功労者表彰）

第 3 条 青木平区に、多大な貢献をした人には、その功績を讃えて、記念品と感謝状を贈る。

2 表彰者は、役員会で決定する。

（改定提案内容）

★以下の条文を第 3 項として追記します。

3 功労者表彰の対象条件及び記念品等については、次の通りとする。

- (1) 輪番による役職者を除く自治会役員（区長、副区長、理事、監事）及び富士宮市委嘱委員（民生児童委員、主任児童委員、青少年指導委員）を対象とする。
- (2) 青木平区内の公共施設（公園、道路）の清掃活動等を日常的、または定期的に環境美化活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。
- (3) 青木平区内で社会福祉活動を自主的に行っている個人または団体を対象とする。
- (4) いずれの対象者も6年以上の貢献実績を必要とする。
- (5) 受賞者への記念品は、自治会役員及び富士宮市委嘱委員は1万円相当、それ以外の個人または団体は5,000円相当とし、感謝状を授与するものとする。なお、功労者表彰の対象者は執行委員会で推薦し、役員会で決定する。
- (6) 功労者表彰の時期は、役職者については役職退任時、役職者以外を対象者もしくは団体においては6年を越えた適切な時期とする。

1. 令和2年度（2020年度）定例総会事案の確認について

区長より定例総会に向けた準備として、総会資料の第1号議案について（2019年度事業報告）第2号議案について（2020年度役員）および、第3号議案について（2020年度事業計画および収支予算計画）について資料を基に主旨説明が行われました。

定例総会資料の最終確認は3月8日に開催される役員会で、承認を得ることになります。

2. 令和2年度（2020年度）定例総会準備スケジュールについて

令和2年度（2020年度）定例総会に向けた準備スケジュールは下記の通りです。

（令和2年度 定例総会準備スケジュール表）

日 程	曜 日	会 議 体	準 備 作 業 内 容
2月3日	月	執行委員会	定例総会資料の検討、読み合わせ * 収支決算報告は除く 第1号議案 令和2年度事業報告（案） 第2号議案 令和2年度役員 第3号議案 令和2年度事業計画及び収支予算（案）
2月9日	日	役員会	定例総会までのスケジュールの確認、他 定例総会資料案の検討
3月2日	月	執行委員会	定例総会資料仮決定 第1号議案 令和2年度事業報告及び決算報告 令和元年度収支決算報告書（概要） * 本部会計準備 第2号議案 令和2年度役員改選候補者名簿 第3号議案 令和2年度事業計画及び収支予算
3月8日	日	19:00～役員会	役員会承認用定例総会資料製本作業 25部 令和2年度定例総会議案の承認 ただし決算は概算
★3月22日	日	19:00～引継ぎ会	第2町内会長、本部会計、地域代表、青少年指導委員
4月6日	月	18:00～会計監査	会計監査実施（各通帳のみ 残高証明書は後日）
		19:30～執行委員会	定例総会資料の最終チェック 令和2年度 会議および行事等の日程検討
4月11日	土	9:00～区長・副区長	定例総会資料の印刷：福祉会館 300部印刷
		10:00～執行部	定例総会資料の製本作業 区民館 1F

4月12日	日	8:30～ 第56回清掃運動 (春の一斉清掃日) 19:00～役員会	各班長へ定例総会資料の配布(全戸配布用) 定例総会出欠表配布 回収日:4/23日(木)迄に回収 回収した『出欠表・議決権行使書』を添え、集計表を町内会長へ提出のこと *期日厳守のこと ◆災害時要援護者資料の回収 ◆班長及び役員用『会員名簿』の回収 ◆『班長さんの手引き』の回収 ◆防災委員の手引き回収
4月19日	日	9:00～執行部	『班長の手引き』名簿差し替え・各班配布用会員名簿のコピー
4月26日	日	14:00～定例総会	令和2年度 定例総会開催時間は従来通り
		15:45～16:45 第1回役員会(新班長)・防災委員会(新防災委員)	
		17:00～慰労会	退任役員の慰労会 区民会 1F 執行部役員、町内会長、班長、市委嘱委員、社協担当委員

定例総会準備資料について

	定例総会準備資料	必要数	配布時期
1	定例総会資料(議案書)	★300部	4月12日(日) ★資料は全戸配布となります。資料は回覧ではなく、会員宅へのポストインをお願いします。
2	出欠票及び議決権行使書	★280枚	
3	総会出席及び議決権行使書集計表	15枚	
4	総会出席者及び議決権行使集計表 1町内	10枚	
5	総会出席者及び議決権行使集計表 2町内	10枚	
6	2020区民館利用・行事・サークルカレンダー	★300部	
7	定例総会司会 台本(執行委員会用)	13部	4月6日(月)
8	青木平区行事予定表(執行委員、班長、防災委員用)	35部	

3. 小地域ネットワーク特別講演会『ご近所パワーで助け合い起こし』について

副区長より各役員に対し、出来るだけ多くの方に参加頂けるよう、声掛けをお願いしたいとの要請がありました。高齢化が進行する中、『お互いさま』の精神と、チョットした手助け、声掛けなど、きっと日常的に役立つ情報がたくさん聞けると思います。

開催日:3月1日(日) 13時30分～16時00分(開場13時00分)

場所:総合福祉会館 2階 安藤記念ホール

内容:特別講演会『ご近所パワーで助け合い起こし』

講師:住民流福祉総合研究所 所長 木原 孝久 氏

*執行委員および班長さんは都合を付け極力ご参加ください。

4. 【重要なお知らせ】粗大ゴミ回収日はゴミ集積所を閉鎖する件について

区長より粗大ゴミ回収日は各ゴミ集積所を閉鎖する事について説明がありました。この変更について、区民の皆さんにお知らせするため、以下の取り組みをお願い致します。

- ① 2月9日(日)の役員会で全戸配布用のチラシを各班長に配布しました。
- ② 非会員宅へもチラシをポストインし、徹底に努めてください。
- ③ 各ゴミ集積所にA3ポスター(カラー)を掲示します。(長期間掲示します)
- ④ 3月13日(金)の粗大ゴミ回収日より実施する(清掃当番の方へ連絡、徹底してください)

(変更に至る理由)

- (1) 粗大ゴミ回収日は各ゴミ集積所に出された紙パックの回収と、粗大ゴミの回収とで2回以上、回収作業をすることになる。一度で作業が済むよう協力をお願いしたい。
- (2) 粗大ゴミ回収日は、各ゴミ集積所には指定された紙パック以外のゴミが出されており、分別しなくてはならない。

以上の理由から、ゴミ回収業者さんから強く改善要請がありました。何とぞ、皆様のご理解と、ご協力を心からお願い申し上げます。

◆ 再確認事項

1. 非会員・空き屋・空き地（売地）継続調査について

2. 高齢者世帯の実態調査について

上記の調査は、完了しました。調査結果は3月もしくは4月の役員会で報告致します。

以上